

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月7日
【会社名】	イーレックス株式会社
【英訳名】	eREX Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本名 均
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【電話番号】	03 - 3243 - 1167
【事務連絡者氏名】	常務取締役 竹股 邦治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【電話番号】	03 - 3243 - 1167
【事務連絡者氏名】	常務取締役 竹股 邦治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 28,240,000円 (新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 10,172,240,000円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の見込額であります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	80,000個(本新株予約権1個当たり当社普通株式100株)
発行価額の総額	28,240,000円
発行価格	353円(本新株予約権の目的である株式1株当たり3.53円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2020年9月23日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	イーレックス株式会社 IR広報室 東京都中央区京橋二丁目2番1号
払込期日	2020年9月23日
割当日	2020年9月23日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 東京中央支店

(注) 1 イーレックス株式会社第3回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)は、2020年9月7日開催の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式8,000,000株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落によって各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>2 行使価額の修正基準:本新株予約権の発行後、行使価額は、別記「(2)新株予約権の内容等」注記欄第7項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額(本欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</li> <li>3 行使価額の修正頻度:本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)による本新株予約権の行使の都度、本欄第2項に記載のとおり修正される。</li> <li>4 行使価額の下限:当初888円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)</li> <li>5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる普通株式の総数は8,000,000株(2020年3月31日現在の総議決権数510,394個に対する割合は15.67%)、交付株式数は100株で確定している(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):7,132,240,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式8,000,000株とする(交付株式数は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第6項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。 調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 株式分割等の比率</li> <li>3 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額が調整される場合(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。)は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。)  調整後交付株式数 = <math display="block">\frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math></li> </ol>

	<p>4 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>5 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>6 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 行使価額は、当初1,268円とする。ただし、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、決定日に、修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 「下限行使価額」は、888円（ただし、本欄第3項の規定を準用して調整される。）とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合</p> <p>調整後行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（ただし、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。また、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したものととして本 を適用する。）

調整後行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして（なお、単一の証券（権利）に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。）、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。

ただし、本 に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについて本新株予約権の発行要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第2項に定める場合を除く。 )。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定める行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額のみ調整される場合を含む。 )は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額(下限行使価額を含む。 )、調整後行使価額(下限行使価額を含む。 )及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>10,172,240,000円</p> <p>当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 本新株予約権の行使により普通株式を交付する場合の株式1株の払込金額</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	2020年9月24日から2022年9月30日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄の各項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認められた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 東京中央支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 3 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし ただし、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

## (注) 1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、本項「(資金調達の目的)」に記載の資金調達(以下「本資金調達」といいます。)を行うに際して、下記第2項「(2) 資金調達方法の選択理由 <本資金調達の方法と他の資金調達方法との比較>」に記載のとおり、公募増資やMSCB(下記第2項「(2) 資金調達方法の選択理由 <本資金調達の方法と他の資金調達方法との比較>」に定義します。)等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)及びみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)より提案を受けた「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券」及び下記第2項「(1) 資金調達方法の概要」に記載の本資金調達は、下記第2項「(2) 資金調達方法の選択理由 <本資金調達の方法の特徴>」に記載のメリットがあることから、下記第2項「(2) 資金調達方法の選択理由 <本資金調達の方法の特徴> 本新株予約権のデメリット」に記載のデメリットに鑑みても、本新株予約権の発行による資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権により資金調達することといたしました。

## (資金調達の目的)

当社グループは、「再生可能エネルギーリーディングカンパニーとして日本の脱炭素社会の実現に貢献する」を目標に掲げ、電気事業を、上流の燃料事業から、発電事業、小売事業と下流まで一貫して行っております。当社グループは、電力の小売事業からスタートし、次に電力の安定調達のため、旧一般電気事業

者(2016年4月から開始された電力小売の全面自由化以前の一般電気事業者をいいます。)との相対契約及び日本卸電力取引所(JEPX)における市場取引により調達した電力に加え、自社でもバイオマス発電所を順次開発・運転して電力調達を図ってきております。さらに、発電所で使用するバイオマス燃料に関しても自社調達を拡充するなど、事業全体の安定と拡大を図っています。

当社グループが属する電気事業を取り巻く環境は、昨今急速に変化しています。世界的な動向として、2015年12月に2020年以降の温室効果ガス排出削減等を目的としたパリ協定が採択され、世界の低炭素化に向けた動きは加速しています。日本国内でも、2018年7月に第5次エネルギー基本計画が閣議決定されました。当該計画では、2030年度には、日本国内の電源構成において、再生可能エネルギーを22~24%、原子力を20~22%として、非化石電源比率の合計を44%とすることが目標とされています。このように、化石電源から非化石電源へのシフトが求められておりますが、当社としては原子力発電所の再稼働は依然として不確実性が高いため、再生可能エネルギーへの期待及び役割はさらに大きくなっているものと考えております。

このような事業環境の中、当社グループは、2020年2月に「再生可能エネルギーをコアに、電力新時代の先駆者になる」という2030年ビジョンと「新たな発想と行動力で、未来を切り拓く」というミッションを策定しました。来るべき低炭素社会において評価され必要とされる会社を目指し、厳しい社会、経済環境の中にあっても、再生可能エネルギーを事業のコアに据えて、成長に向けて諸施策を推進しております。国内の電力需要は、わが国が人口減少社会を迎えていること、電気機器の省エネへの取り組みが一段と進んだこと等から、電化率の伸長はあるものの、全体には減少傾向となっております。こうした状況の下ですが、電力小売事業においては、販売子会社エパーグリーン・マーケティング株式会社を中核として、お客様に対して多様な料金プラン及び省エネ等の付加価値サービスの開発・提供を行っており、着実に販売電力量を増加させています。今後に向けては、低炭素を志向する環境意識の高いIRE100<sup>(1)</sup>加盟企業等のお客様に向けて、CO2フリー電気を供給する等により、電力販売量の増加を図ってまいります。また、当社グループは、これまでパートナーとの連携やアライアンス先の多様化等により販売を拡大してまいりましたが、当社グループにはない販売チャネルを持つ電力小売会社であるズームエナジージャパン合同会社を買収するなど、小売事業の拡充を図るべくM&Aを行っております。

発電事業においては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)の下、バイオマス発電所5基体制の確立を見据えており、国内ではすでに最大級のバイオマス発電事業者となっておりますが、次の段階として、再生可能エネルギーの主力電源化及びFIT制度からの自立も視野に入れ、大型バイオマス発電所の開発準備を進めております。今年度中には候補地を絞り、環境調査を開始する予定です。

また、バイオマス発電においては、これを支える良質で低廉な燃料の安定確保が重要です。現在、発電プラントの検討に並行して、大型バイオマス発電に必要な新しい燃料の開発を東南アジア及びロシアで進めています。また、同時に、既存発電所の燃料調達についても、自社調達の拡充、強化を図るなど、サプライチェーン全体をより強固にする施策を進めております。具体的には、インドネシア等東南アジアにおける燃料基地の建設、燃料製造事業を予定しています。

さらには、こうした燃料事業の東南アジアへの進出を契機に、当地でのバイオマス等再生可能エネルギーの発電事業への進出も視野に入れております。すでに、2019年10月には、当社初の水力発電事業となるカンボジア王国(以下「カンボジア」といいます。)における水力発電所のプロジェクトへ参画しました。本水力発電プロジェクトは2020年4月に準備工事(伐採、地雷除去等)を開始しており、2020年下期にはプロジェクトの実施会社であるSPHP-Cambodia<sup>(2)</sup>において、本プロジェクトの融資契約等を締結し本体工事を開始する予定であり、2023年の営業運転開始を目指しています。

地球環境問題への対応が急がれる中、当社は、国内のみならず、東南アジアを主体とした海外においても、再生可能エネルギーによる発電事業を積極的に推進し、当該国の低炭素化の促進とエネルギー・経済問題の解決に貢献していきたいと考えており、現在は東南アジアの複数の国においてバイオマス発電所建設の計画の検討を進めております。

当社は、これまでバイオマス発電所等に投資を重ねてきており、その結果、連結売上高は上場以来5年連続の増収となり、2020年3月期の連結売上高は88,639百万円、連結営業利益は9,246百万円と堅調に推移しております。今後も当社として積極的な投資を進めてまいります。一方で、負債と自己資本のバランスを考慮していく必要があると考えております。上記を踏まえ、当社は、機動的な資金調達手段を確保しつつ、既存株主の皆様利益に十分に配慮した資金調達として、今回の新株予約権の発行を決定いたしました。本資金調達は、企業として新たな成長のフェーズを迎えるにあたり当社の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断しております。



なお、本件の調達資金は、(1)カンボジアの水力発電における投融資資金、(2)大型バイオマス発電所建設に係る開発資金、(3)電力小売事業におけるM&Aの投資資金に係る借入金の返済、(4)将来の燃料事業及び発電事業における投融資資金に充当してまいります。その具体的用途及び支出予定時期につきましては下記「2 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」をご参照ください。

1：企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブであり、日本では現在37の企業が参加している(2020年8月4日現在)

2：カンボジア・水力発電プロジェクトの事業会社(SPC)

## 2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

### (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がSMBC日興証券及びみずほ証券(以下個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)に対し、行使可能期間を約2年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額の修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項をご参照ください。)を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」といいます。)を締結する予定です。

#### <本ファシリティ契約の内容>

本ファシリティ契約は、当社と割当予定先との間で、以下のとおり、割当予定先が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、当社が許可した期間及び数量の範囲内で本新株予約権を行使できること(以下「行使許可条項」といいます。)、当社による本新株予約権の買取義務等について取り決めるものであります。

割当予定先による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使

割当予定先は、行使可能期間中、本ファシリティ契約の他の条項に基づく制約の範囲内で、各割当予定先が保有する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。

ただし、割当予定先は、いかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を負いません。

割当予定先による行使許可申請及び当社による行使許可(行使許可条項)

割当予定先は、行使可能期間内においても本ファシリティ契約の規定に従って行使する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。割当予定先は、本ファシリティ契約に従って、当社から本新株予約権の行使の許可(以下「行使許可」といいます。)の取得を申請するため、当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書(以下「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可申請書に示された最長30取引日の期間(以下「行使許可期間」といいます。)中、行使許可申請書に示された数量(以下「行使許可本新株予約権数」といいます。)の範囲内でのみ本新株予約権を行使することができます。具体的には、以下のとおりの内容が定められる予定です。

・割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことが可能ですが、当該申請の時点で、以下に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、行使許可の申請を行うことはできず、当社も行使許可をすることができません。

(ア) 当該割当予定先が、それ以前になされた行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合。ただし、他の割当予定先が、当該割当予定先による行使許可を申請することのできる本新株予約権を保有していない場合を除きます。

(イ) 当該申請の直前になされた行使許可が、当該割当予定先に対するものである場合。ただし、( ) 当該割当予定先が連続して行使許可を受けることにつき、他の割当予定先が同意した場合、( ) 当該申請の直前になされた行使許可が当社により取り消された場合、( ) 他の割当予定先が、当該割当予定先による行使許可を申請することのできる本新株予約権を保有していない場合、及び( ) 当該申請の直前になされた行使許可に係る行使許可申請書に記載された行使許可期間の末日から2取引日を経過した後に、当該割当予定先が他の割当予定先に行使許可の申請を行う旨を通知した場合を除きます。

(ウ) 当該割当予定先による行使許可申請に係る行使許可期間が、当該申請時点で他の割当予定先に対して付与されている行使許可期間と重複する場合。

(エ) 当社が、当該割当予定先又は他の割当予定先に対し、それ以前になされた行使許可を取り消す旨を通知した日から10取引日を経過していない場合。ただし、当該割当予定先が行使許可を受けることにつき、当社及び他の割当予定先が同意した場合を除きます。

(オ) (みずほ証券について) 2020年9月25日を経過するまでの期間。

- ・行使許可は、各割当予定先それぞれに対して独立して付与されるものとし、一方の割当予定先が行使許可を取得した場合であっても、他方の割当予定先は、自ら行使許可を取得しなければ、本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ・行使許可本新株予約権数の全てが行使された場合、行使許可は自動的に終了するものとします。
- ・当社は行使許可を行った後、行使許可期間の末日までの間、当該行使許可を取り消す旨を割当予定先に通知することにより、当該行使許可を取り消すことができます。この場合、当該通知日の翌々取引日に行使許可期間は終了し、割当予定先は当該行使許可に基づく本新株予約権の行使ができなくなります。
- ・当社は、行使許可期間中において、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に規定する、当社の取締役会により本新株予約権の取得日を定めること及び本新株予約権の取得の通知を行うことはできないものとします。
- ・当社は、当社が行使許可の申請を認めた場合、行使許可本新株予約権数の全てが行使されて行使許可が自動的に終了した場合及び当社が行使許可を取り消した場合には、TDnet又はその承継システムにより直ちに開示するものとします。

#### 当社による本新株予約権の買取義務

当社は、2022年9月30日に、その時点で割当予定先が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。

また、当社が分割会社となる会社分割を行う場合に、割当予定先から請求があった場合には、当社は、割当予定先が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。その場合、当社は、買い取った本新株予約権を消却します。

#### (2) 資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の急激な希薄化の抑制や株価への影響を軽減するとともに、当社の資金需要や株価の状況に応じた資金調達の柔軟性を確保すること、及び事業環境の変化に対応するため、財務健全性の向上が可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

今回の資金調達は、更なる成長戦略の遂行のため、(1)カンボジアの水力発電における投融資資金、(2)大型バイオマス発電所建設に係る開発資金、(3)電力小売事業におけるM & Aの投資資金に係る借入金の返済、(4)将来の燃料事業及び発電事業における投融資資金に充当することを目的としており、このような目的に沿った資金調達方法として、急激な希薄化を抑制し既存株主の利益に配慮しつつ、株価動向を踏まえた資金調達が可能で、また当社の資金需要に則したエクイティ性資金での調達が最適であると考えました。

そのような背景に加え、以下に記載する「<本資金調達の方法の特徴>」及び「<本資金調達の方法と他の資金調達方法との比較>」を踏まえた結果、本ファシリティ契約の締結を伴う本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断しました。

#### <本資金調達の方法の特徴>

本資金調達の方法の特徴は、以下のとおりとなります。

#### 本新株予約権の行使に関する努力義務及び行使許可条項

本ファシリティ契約に基づき、行使可能期間中、( )割当予定先は、本ファシリティ契約の他の条項に基づく制約の範囲内で、本新株予約権を行使するよう最大限努力することとされており、本新株予約権の行使が進むことにより当社の資金調達及び資本増強が図られます。加えて、( )当社は、行使許可条項を通じて、本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境を勘案しつつ、短期間に大幅な希薄化が生じることを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

#### 希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は8,000,000株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定されていること(本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数510,394個(2020年3月31日現在)に対する希薄化率は15.67%)により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。一方で、株価下落時においては、希薄化率については同じであるものの、下記「本新株予約権のデメリット(イ)」に記載の通り、割当予定先が本新株予約権を全て行使したとしても下記「2 新規発行による手取金の使途(1)新規発行による手取金の額」に記載された調達資金の額に相当する資金を調達できない可能性があります。

#### 下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定程度制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。具体的には、本新株予約権の下限行使価額を888円(発行決議日の直前取引日の終値の70%に相当する金額)に設定しました。

#### 割当予定先との約束事項

当社は、割当予定先との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、( )残存する本新株予約権の全てが行使された日、( )当社が本新株予約権の発行要項に基づき割当予定先が保有する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付した日、( )割当予定先が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日、又は( )2022年9月30日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利又は義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)の発行又は売却(ただし、ストックオプション制度若しくは譲渡制限付株式報酬制度に関わる発行若しくは処分、株式分割、株式無償割当て、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。)を行わないことに合意する予定です。

また、当社は、割当予定先との間で締結される本ファシリティ契約において、当社が、2022年9月30日に、その時点で割当予定先が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負うことを合意する予定です。

#### 譲渡制限

当社の書面による事前の同意がない限り、割当予定先は本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本新株予約権買取契約において規定される予定です。

#### 本新株予約権の取得事由

別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合、当社は、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨が定められています(ただし、行使許可期間中においては、当社の取締役会により本新株予約権の取得日を定めること及び本新株予約権の取得の通知を行うことができない旨が、本ファシリティ契約において規定される予定です。)。また、一定の組織再編が生じる場合や上場廃止その他これに準ずる事象が生じた場合に、当社が残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付して取得する旨も同様に規定されています。上記いずれの場合も、当社は、取得した本新株予約権を消却します。

#### 本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)~(オ)のようなデメリットがあります。

- (ア) 本新株予約権による資金調達は、割当予定先が予め一定の数量及び期間を指定して行使許可申請を行った上で、かかる行使許可の範囲内で実際に本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、下記「2 新規発行による手取金の使途 (1) 新規発行による手取金の額」に記載された調達資金の額に相当する資金を短期間で調達することは難しくなっております。
- (イ) 本新株予約権は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、割当予定先が本新株予約権を全て行使したとしても下記「2 新規発行による手取金の使途 (1) 新規発行による手取金の額」に記載された調達資金の額に相当する資金を調達できない可能性があります。
- (ウ) 本新株予約権の発行による資金調達は、割当予定先に対してのみ本新株予約権を割り当てる第三者割当方式で行われるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することは困難です。
- (エ) 本ファシリティ契約において、割当予定先は本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されるものの、株価や出来高等の状況によっては権利行使が進まず、資金調達及び資本増強が予定どおりに達成されない可能性があります。また、当社は、2022年9月30日に、その時点で割当予定先が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負います。

(オ)本新株予約権の行使による希薄化は限定されていますが、本新株予約権全てが行使されるとは限らないため、行使終了まで最終的な希薄化率を確定させることができません。

<本資金調達の方法と他の資金調達方法との比較>

公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。

第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレート・ガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(以下「MSCB」といいます。)は、MSCBの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数(希薄化率)が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。

新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられます。

本ファシリティ契約の締結を伴わない新株予約権の発行は、当社が権利行使のタイミングや行使される新株予約権の量をコントロールすることができず、柔軟性及び希薄化への配慮の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型(割当先が一定数量の行使義務を負う形態)は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。

借入及び社債等により全額調達した場合、調達金額が負債となるため、自己資本を拡充させ強固な財務基盤を維持するとともに、有利子負債の低減による十分な資金調達余力を確保することで事業環境の変化に対応するための財務健全性をより一層向上させるという目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

- 3 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項なし
- 4 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社は、割当予定先であるSMBC日興証券及びみずほ証券との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本資金調達に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。
- 5 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である本名均は、その保有する当社株式について割当予定先であるSMBC日興証券及びみずほ証券への貸株を行う予定です。なお、現時点では契約内容に関して決定した事実はありません。
- 6 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。
- 7 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われます。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとします。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

8 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

9 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」といいます。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,172,240,000	9,000,000	10,163,240,000

(注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり10,163,240,000円となる予定であり、具体的には、次の使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
カンボジアの水力発電における投融資資金	2,200,000,000	2020年9月～2023年12月
大型バイオマス発電所建設に係る開発資金	2,120,000,000	2020年9月～2022年3月
電力小売事業におけるM&Aの投資資金に係る借入金の返済	3,000,000,000	2020年9月～2021年3月
将来の燃料事業及び発電事業における投融資資金	2,843,240,000	2020年12月～2023年3月
合計	10,163,240,000	-

(注) 1. 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定であります。

2. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があり、かかる場合には自己資金の活用及び銀行借入等他の方法による資金調達の実施により上記記載の使途へ充当する可能性、又は事業計画の見直しを行う可能性があります。また、資金を充当する優先順位としましては、上記記載順のとおりであります。

3. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、かかる超過分を 又は借入金の返済に追加充当することを予定しております。

#### カンボジアの水力発電における投融資資金

2019年10月23日付「カンボジア王国における水力発電事業への出資参画に関するお知らせ」(以下「2019年10月23日付開示」といいます。)に記載のとおり、当社初の海外発電事業として、カンボジアのポーンサット州において、8万kW規模の水力発電所の建設計画を進めており、現時点では2023年の稼働を予定しております。カンボジアでは、慢性的に電力不足に悩まされており、今後、その状況は深刻化すると予想されています。そうした状況下で、本発電所は、雨季と乾季がある同国において、豊富な貯水量を有することから一年を通じて発電が可能である貴重な水力発電プロジェクトであり、同国の電気の安定供給に大きな役割を果たすことが期待されております。当社としましては、本プロジェクトは、同国にとって今後の経済発展に欠かせない発電プロジェクトと位置付けられていると受けとめています。また、当社にとっては、初の海外発電事業、初の水力発電事業であり、新たな事業分野を拓く第一歩と位置付けております。本調達資金は、本プロジェクトを実施するために設立されたSPCであるSPHP-Cambodiaに対して、SPHP-Singapore( )への出資を通じて、設備資金として充当される予定です(なお、当社の設備投資計画については、後記設備投資計画表をご参照ください。)。本水力発電の設備投資により、長期に安定した収益が得られることから、当社の中長期的な事業の拡大と経営基盤の安定に繋がるものと考えております。なお、2019年10月23日付開示に記載のとおり、当社のSPC(SPHP-Singapore)への出資比率は34.0%、出資金額は総額23.5百万米ドル(約25億円)を予定しております。なお、プロジェクトの進行に応じて必要なタイミングに同比率で出資を行うこととなっております。当該計画に従い、出資額の一部3百万米ドル(約3億円)については既に出資済みとなっております。また、当社では、同プロジェクトに係る資金調達契約交渉等の進展によっては、2020年中を目途に上記の出資比率を過半数以上に引き上げるることについての検討も進めています。仮に当社の出資比率が51%となった場合、当社は、約10百万米ドル(約10億円)を追加で当該SPCに出資することとなります。なお、本有価証券届出書提出日現在において、出資比率の引き上げについて決定された事実はありません。仮に当該事項が決定された場合には、速やかに開示いたします。

カンボジア・水力発電プロジェクトの事業会社(SPC)の100%親会社(SPC)

#### 大型バイオマス発電所建設に係る開発資金

当社は、FIT制度の今後の方向性、再生可能エネルギーの主力電源化を踏まえて、FIT制度に依存することのない事業運営も視野に入れて、大型バイオマス発電プロジェクトの実現を目指しております。2026年頃の稼働を目指して、現在は用地選定、新燃料の検討、送電系統への接続の検討を進めており、本年下期には環境調査の開始を予定しています。本調達資金は大型バイオマス発電所の建設に必要な環境調査及び送電系統への接続のための資金支出に充当予定です。これにより、当社の将来的な事業規模及び収益の拡大に繋がるものと考えております。

#### 電力小売事業におけるM&Aの投資資金に係る借入金の返済

当社は、2020年6月にズームエナジージャパン合同会社のM&A(完全子会社化)を行うなど、電力小売事業の集中と拡大を図ってまいりました。当該M&Aに関連する資金については、短期借入金により調達を行っておりますが、今後の積極投資に向けた財務余力を確保する観点と当該投資資金の回収が長期にわたることを勘案して、本調達資金を電力小売事業におけるM&Aに投資した資金に係る借入金の返済に充当予定です。当該借入金の返済により、財務体質の強化及び安定的かつ強固な経営基盤の確立並びに今後の投資余力の拡充に繋がるものと考えております。

#### 将来の燃料事業及び発電事業における投融資資金

当社は、前述のとおり、今後のバイオマス発電事業として大型バイオマス発電所の建設を計画しています。そのための大量、安定、かつ低廉な燃料の開発を進めており、ベトナム、ロシア等での燃料の製造事業等の資金支出が計画されています。また、既存の発電事業においても、今後必要となる燃料の増加に対応すべく、自社調達の拡充、調達先の地域分散及び多様化を図ることにしており、新たな貯蔵基地の建設、燃料製造事業への参画等の投融資を積極的に進める計画です。

また、国内、及び海外において、当社のこれまで培ったバイオマス発電における知見を活かせる、新たなバイオマス発電プロジェクトへの参画を検討しており、特に、東南アジアの複数の国においては、バイオマス燃料の調達等とあわせた検討を進めています。さらには、バイオマス以外の再生可能エネルギー発電への参画の検討も進めています。

上記の燃料事業及び発電事業については現時点で複数の計画を検討中であり、具体的に決定したプロジェクトはございませんが、投資を実行する際には各プロジェクトにおけるSPCへの出資を通じて投資を実行することとなります。本調達資金は、燃料事業及び発電事業におけるプロジェクトの実現にあわせて、その投融資資金に充当する予定です。なお、投資予定金額に関しては過去の当社におけるプロジェクトへの投資実績に基づき必要と考えられる金額を算出しております。当該投融資資金への充当により、当社の将来的な事業基盤の安定、強化、そして事業規模及び収益の拡大に繋がるものと考えております。

当社グループにおける設備投資計画については、2020年9月7日現在(ただし、投資予定額の既支払額については2020年6月30日現在)、以下の通りとなっております。

会社名	所在地	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完成予定年月		完成後の増加能力(MW)
			総額(百万円)	既支払額(百万円)		着手	完了	
沖縄うるまニューエナジー株式会社	沖縄県うるま市	発電設備	25,000	12,467	自己資金及び借入金	2019年6月	2021年7月	発電能力49MW
SPHP-Cambodia	カンボジア・プノンペン	発電設備	24,300 (注2)	253 (注2)	自己資金及び借入金	2020年下期	2023年12月	発電能力80MW

(注)1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 SPHP-Cambodiaにおける設備投資計画は米ドルベースで算定しており、上記は2020年8月31日現在の為替レート(1米ドル105.36円)で換算したと仮定した場合の金額となります。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

## &lt; S M B C 日興証券 &gt;

割当予定先の概要	
名称	S M B C 日興証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
代表者の役職及び氏名	取締役社長 近藤 雄一郎
資本金	100億円
事業の内容	金融商品取引業等
主たる出資者及びその出資比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%

提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数(2020年9月7日現在)	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数(2020年8月31日現在)	24,800株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		該当事項はありません。

## &lt; みずほ証券 &gt;

割当予定先の概要	
名称	みずほ証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
代表者の役職及び氏名	取締役社長 飯田 浩一
資本金	125,167百万円
事業の内容	金融商品取引業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.80% 農林中央金庫 4.20%

提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数(2020年9月7日現在)	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数(2020年3月31日現在)	101,500株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		該当事項はありません。



## (2) 割当予定先の選定理由

当社は、割当予定先を含む複数の証券会社及び金融機関から資金調達に関する提案を受け、当社として、本資金調達の目的及び中期的な経営目標の達成に向けてエクイティ性資金の調達の必要性和既存株主の利益に配慮し当社株式の急激な希薄化の抑制を図る観点から、鋭意検討を進めてまいりました。その結果として、今回の調達方法が、成長投資に対応する財務の柔軟性を確保しながら安定的かつ強固な経営基盤を確立することに重点を置いている当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。

当社は、S M B C日興証券が、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」注記欄第1項に記載のとおり当社のニーズに最も合致している資金調達方法の提案を行ったことに加え、今回の調達方法と同種のファイナンスにおいて多くの実績を有していること、同社が国内外に厚い投資家基盤を有しており本新株予約権の行使により交付される普通株式の円滑な売却が期待されること、さらには従前より当社に対して資本政策を始めとする提案及び協議を行っており当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと等を踏まえて、同社を割当予定先として選定いたしました。

また、みずほ証券が、S M B C日興証券と同様に、今回の調達方法の提案を行うとともに、従前より当社に対して資本政策を始めとする提案及び協議を行っており当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、今回の調達方法を含め様々なファイナンスにおいて多くの実績を有していること、国内外に厚い投資家基盤を有しており本新株予約権の行使により交付される普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること等を踏まえて、同社を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員である割当予定先により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は8,000,000株であり、その内訳は以下のとおりです(ただし、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。 )。

S M B C日興証券	5,600,000株
みずほ証券	2,400,000株

## (4) 株券等の保有方針

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針であることを口頭で説明を受けております。また、割当予定先はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針であることを口頭で説明を受けております。加えて、当社は、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について長期保有する意思を有しておらず、市場動向等を勘案し適時売却していく方針であることを口頭で確認しております。

当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、M S C B等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分(単一暦月において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたっては、同じ暦月において他方の割当予定先による本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとします。)に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項及び第5項に規定する内容を定める予定です。

## (5) 払込みに要する資金等の状況

< S M B C日興証券 >

割当予定先であるS M B C日興証券からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の2020年3月期決算短信に記載されている2020年3月31日現在の連結財務諸表等から十分な現預金(1,137,589百万円)及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。

#### <みずほ証券>

割当予定先であるみずほ証券からは、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で報告を受けております。また、割当予定先であるみずほ証券の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの2021年3月期第1四半期報告書(2020年8月14日提出)及び割当予定先であるみずほ証券のホームページに掲載されている割当予定先であるみずほ証券の2021年3月期第1四半期決算短信(2020年7月31日発表)に含まれる貸借対照表から、割当予定先であるみずほ証券及びその親会社における十分な現金・預金(みずほ証券:513,002百万円、株式会社みずほフィナンシャルグループ:39,575,631百万円)の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。

#### (6) 割当予定先の実態

##### <SMBC日興証券>

割当予定先であるSMBC日興証券は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しております。また、割当予定先であるSMBC日興証券は東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

##### <みずほ証券>

割当予定先であるみずほ証券の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式は、東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場されております。割当予定先であるみずほ証券は、金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会を始めとする日本国内の協会等に加加盟してあります。

また、割当予定先であるみずほ証券は、株式会社みずほフィナンシャルグループにて制定のみずほグループの行動規範である「みずほの企業行動規範」を採択しており、当該規範において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、社会の変化を先取りした視点を持ち、金融インフラ機能の健全性と安全性を確保します。」と定めており、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、割当予定先であるみずほ証券がかかる基本方針に基づき、反社会的勢力等との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、反社会的勢力関連の情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行っていること等を、割当予定先からヒアリングし確認しております。これらにより、当社は、割当予定先であるみずほ証券は反社会的勢力等の特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の発行要項において譲渡制限は設けておりません。ただし、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(本社:東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者:黒崎知岳)が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の353円としました。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式のボラティリティ、予想配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」注記欄第2項に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないものと判断しました。

また、当社の監査役3名全員(いずれの監査役も社外監査役)から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、及び本新株予約権の1個の払込金額が当該第三者算定機関によって算出された上記の評価額と同額で決定されていることを踏まえ、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないことに係る適法性についての取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式8,000,000株に係る議決権の数は80,000個であり、当社の発行済株式総数51,043,200株(2020年3月31日現在)に対して15.67%、総議決権数510,394個(2020年3月31日現在)に対して15.67%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権による資金調達、自己資本

拡充と有利子負債水準の低減を通じた財務戦略の柔軟性の更なる確保を図り、企業価値の増大を目指すものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去2年間(2018年9月から2020年8月まで)の1日当たりの平均出来高は580,173株であり、直近6か月間(2020年3月から2020年8月まで)の同出来高も501,577株であることから、当社普通株式は一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数8,000,000株を行使期間である約2年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約16,161株となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、本新株予約権の権利行使及び売却により当社株式の流動性供給が図られるものであること、割当予定先として選定したS M B C日興証券及びみずほ証券との間で、割当予定先が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、その他行使許可条項等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であるとともに、当該調達資金を、(1)カンボジアの水力発電における投融資資金、(2)大型バイオマス発電所建設に係る開発資金、(3)電力小売事業におけるM & Aの投資資金に係る借入金の返済、(4)将来の燃料事業及び発電事業における投融資資金に充当することに鑑み、発行数量の規模は合理的であると考えております。

加えて、本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が、当社の判断により株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができること、当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与えるものではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	8,781,500	17.21%	8,781,500	14.87%
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	58,300	0.11%	5,658,300	9.58%
K I S C O株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目3番7号	4,658,976	9.13%	4,658,976	7.89%
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目4番2号	3,435,000	6.73%	3,435,000	5.82%
阪和興業株式会社	東京都中央区築地一丁目13番1号	3,249,000	6.37%	3,249,000	5.50%
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	101,500	0.20%	2,501,500	4.24%
C B C株式会社	東京都中央区月島二丁目15番13号	2,422,278	4.75%	2,422,278	4.10%
太平洋セメント株式会社	東京都港区台場二丁目3番5号	2,190,000	4.29%	2,190,000	3.71%
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	2,144,600	4.20%	2,144,600	3.63%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,975,900	3.87%	1,975,900	3.35%
計		29,017,054	56.85%	37,017,054	62.70%

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

- 3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
- 4 各割当予定先の「割当後の所有株式数」は、各割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。なお、各割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、各割当予定先は、割当後における当社の主要株主等の大株主とはならないと見込んでおります。
- 5 2020年7月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社光通信及びその共同保有者である光通信株式会社が2020年7月3日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されています。その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	8,781,500	17.20
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	1,910,300	3.74

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項なし

### 第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

### 第2【統合財務情報】

該当事項なし

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第22期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）2020年6月30日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第23期第1四半期（自2020年4月1日 至2020年6月30日）2020年8月14日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2020年9月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月30日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2020年9月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2020年9月7日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

イーレックス株式会社 本店  
（東京都中央区京橋二丁目2番1号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし